

(趣旨)

第1条 本規程は、本学大学院学則（以下「学則」という。）第10条第3項および外国語学研究科規程第2条に基づき、外国語学研究科（以下「研究科」という。）の授業科目の履修方法に関して必要な事項を定める。

第1条の2 前条の規定にかかわらず、学則第6条第4項に定める標準修業年限を1年とする博士前期課程および修士課程については、別に定める。

(授業科目の履修)

第2条 博士前期課程の学生は、その在学期間中に所定の授業科目を履修し、32単位以上を修得しなければならない。

2 博士後期課程の学生は、その在学期間中に指導教員による演習を毎年履修するほか、演習を除く専攻科目から3科目（計12単位）を選択し、履修しなければならない。ただし、指導教員が認めた場合、第10条の2の規定により修得した科目の単位のうち4単位を超えない範囲で指導教員による演習の単位として充当することができる。

(授業科目の時間割および担当教員)

第3条 研究科の授業科目の時間割および担当教員は、学則別表Ⅱ・Ⅲに基づき、研究科委員会がこれを、前年度末に決定し、当該年度当初に公表する。

(指導教員)

第4条 研究科の学生（以下「学生」という。）は、入学後の履修登録までに、演習を担当する専任教員の中から指導教員を選び、研究科委員会の審議を経るものとする。

2 学生は、授業科目の履修、日常の研究および学位論文の執筆にあたり、指導教員の指導を受けなければならない。

3 やむを得ない事情があると認められる場合を除き、指導教員を変更することはできない。

第4条の2 学生は、指導教員の指導に基づいて副指導教員を選ばなければならない。指導教員が変更された場合にも同様とする。

2 副指導教員は、指導教員と連携して、適宜学生の研究指導に当たるとともに、当該学生の提出する学位論文、研究報告（論文）の審査に際し、副査となる。

(必修・選択必修・選択科目)

第5条 博士前期課程の学生は、必修、選択必修および選択科目の単位をそれぞれ次のとおり修得しなければならない。

(1) 学生は指導教員の担当する演習を毎学年4単位（合計8単位）および専攻する外国語に関する文献研究を1科目（2単位）、必修科目として履修しなければならない。

(2) ドイツ語学専攻の学生は、専攻科目の中から8単位、文献研究を除く共通科目の中から8単位、文献研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの中から1科目（2単位）を選択必修科目として履修しなければならない。また専攻科目と共通科目および他専攻の専攻科目の中から4単位を選択科目として履修しなければならない。

(3) 英語学専攻の学生は、専攻科目と共通科目（文献研究を除く。）の中から12単位、文献研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの中から1科目（2単位）を選択必修科目として履修しなければならない。また専攻科目と共通科目および他専攻の専攻科目の中から8単位を選択科目として履修しなければならない。

(4) フランス語学専攻の学生は、専攻科目の中から8単位、文献研究を除く共通科目の中から4単位、文献研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの中から1科目（2単位）を選択必修科目として履修しなければならない。また専攻科目と共通科目および他専攻の専攻科目の中から8単位を選択科目として履修しなければならない。

2 前項第2号ないし第4号に規定する「他専攻の専攻科目」には、原則として1年コースおよび1年制の科目は含まないものとする。

3 必修または選択必修科目を、第1項第1号又は第2号に規定された単位を超えて履修した場合には、その科目は選択科目とみなされる。

(教育職員免許状取得)

第6条 教育職員免許状取得のための単位修得方法は、別に定める。

(履修指導)

第7条 指導教員は、必要と認めた場合は博士前期課程の学生に、所定の単位のほかに、本学大学院の他の研究科に開設されている授業科目を履修するよう指導することができる。

2 博士前期・博士後期の両課程を担当する指導教員は、必要と認めた場合、前期課程および後期課程の授業科目を合併し、履修するよう指導することができる。

3 指導教員は、必要と認めた場合は、博士前期課程の学生に、所定の単位のほかに、本学の外国語学部または他の学部開設されている授業科目を履修するよう指導することができる。

4 第1項および第2項の規定に基づいて履修した当該授業科目は、研究科委員会の審議を経て、本研究科所定の単位の修得とみなすことができる。

(履修登録)

第8条 学生は、毎年度所定の期間内に、履修しようとする授業科目を、指導教員の承認を得て、履修登録しなければならない。

2 学生は、履修登録した授業科目を、履修登録期間の最終日から4週間以内に、研究科委員会の審議を経なければ、変更することができない。

(成績評価)

第9条 成績は、筆記または口頭の試験その他の方法に基づき、年度末または学期末に、授業科目の担当教員が、個別に評価する。

2 成績は、特に優秀なものを特優(AA)、優秀なものを優(A)、平均以上のものを良(B)、最低基準に達しているものを可(C)、最低基準に達していないものを不可(F)とする5段階で評価し、特優(AA)、優(A)、良(B)、可(C)を合格とする。

(単位の認定)

第10条 学生が履修した授業科目のうち、合格した科目については、研究科委員会の審議を経て、所定の単位を与えられる。

2 学則第12条の規定により、学生が他大学(外国の大学を含む。)で履修した授業科目の単位の認定のときは、前項の規定を準用する。

第10条の2 学則第12条の規定により、博士後期課程の学生が他専攻・他大学(外国の大学を含む。)の大学院で修得した科目の単位は、8単位を超えない範囲で本規程第2条第2項に定める単位の修得とみなすことができる。

2 前項における学生は本大学院で指導教員による演習を4単位以上修得していなければならない。

3 本規程第7条第1項により履修した授業科目は4単位を超えない範囲で、本研究科所定の単位の修得とみなすことができる。

第11条 学生が、入学前に大学院において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)は、研究科委員会の審議を経て、10単位を超えない範囲で、これを研究科所定の単位の修得とみなすことができる。

2 前項に規定された単位の認定は、学生が入学した年度の当初に研究科委員会が、これを行う。

(成績評価の変更)

第12条 学生の成績評価を、次年度の履修登録の後に、もしくは修了の後に、変更することはできない。

(学位論文および最終試験)

第13条 学位論文および最終試験については、本学学位規程の定めによる。

2 修士論文は、博士前期課程に1年以上在学し、所定の単位を20単位以上修得している学生が、これを提出することができる。

3 研究科委員会は、特に優れた研究業績をあげた者に対し、前項の規定にかかわらず修士論文の提出を認めることができる。

4 博士論文は、博士後期課程に2年以上在学し、所定の単位を20単位以上を修得している学生が、これを提出することができる。

5 研究科委員会は、特に優れた研究業績をあげた者に対し、前項の規定にかかわらず博士論文の提出を認めることができる。

(その他)

第14条 学生の履修に関し、特別の事情のある場合には、第2条ならびに第5条から前条の規定にかかわらず、研究科委員会の決定により、適宜措置をとることができる。

(規程の改廃)

第15条 本規程の改廃は、研究科委員会および大学院委員会の審議を経て学長が行う。

附 則

- 1 本規程は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 本規程は、平成2年4月1日から施行する。
附 則 (平成5年規程第23号)
- 3 本規程は、平成6年4月1日から施行する。
附 則 (平成7年規程第53号)
- 4 本規程は、平成7年4月1日から施行する。
附 則 (平成8年規程等第3号)
- 5 本規程は、平成8年4月1日から施行する。
附 則 (平成9年規程等第4号)
- 6 本規程は、平成9年4月1日から施行する。
附 則 (平成11年規程第27号)
- 7 本規程は、平成12年4月1日から施行する。
附 則 (平成14年規程第20号)
- 8 本規程は、平成15年4月1日から施行する。
附 則 (平成16年規程第29号)
- 9 本規程は、平成17年4月1日から施行する。
附 則 (平成17年規程第13号)
- 10 本規程は、平成18年4月1日から施行する。
附 則 (平成18年規程第19号)
- 11 本規程は、平成19年4月1日から施行する。
附 則 (平成22年規程第31号)
- 12 本規程は、平成23年4月1日から施行する。
附 則 (平成23年規程第7号)
- 13 本規程は、平成24年4月1日から施行する。ただし改正後の別表(1)については、平成24年度入学者から適用し、平成23年度以前に入学した者及び平成24年度以前に2年次に入学した者については、なお従前の例による。
附 則 (平成26年規程第14—73号)
- 14 本規程は、平成27年4月1日から施行する。
附 則 (平成27年規程第1号)
- 15 本規程は、平成27年4月1日から施行する。ただし平成26年度以前に入学した者及び平成27年度以前に2年次に入学した者については、なお従前の例による。

別表

外国語学研究科履修表

(1) 外国語学研究科ドイツ語学専攻

授業科目	単位	必修		選必	選択
		1年次	2年次		
専攻 科目	ドイツ語教育研究	4		8	
	ドイツ語教育演習	4	4		
	ドイツ語学研究	4			
	ドイツ語学演習	4	4		
	ドイツ文学研究	4			
	ドイツ文学演習	4	4		

	ドイツ文化研究	4			
	ドイツ文化演習	4	4	4	
	ドイツ社会研究	4			
	ドイツ社会演習	4	4	4	
共通科目	言語文化論	4			4
	言語学特殊研究	4			
	比較文化特殊研究	4			
	国際関係特殊研究	4			
	人間論	2*			
	芸術論	2*			
	科学論	2*			
	外国語教授論Ⅰ（独）	2*			
	外国語教授論Ⅱ（英）	2*			
	外国語教授論Ⅲ（仏）	2*			
	文献研究Ⅰ（独）	2	2		2
	文献研究Ⅱ（英）	2			
	文献研究Ⅲ（仏）	2			
他専攻の専攻科目					
修了に必要な単位数合計			10	18	4
			32		
修士論文					

*は半年で完結する科目である。

*演習科目は、1年次・2年次に1科目ずつ履修すること。

*本表は平成27年度入学者から適用する。ただし、平成26年度以前に入学した者及び平成27年度以前に2年次に入学した者については、なお従前の例による。

(2) 外国語学研究科英語学専攻

授業科目	単位	必修		選必	選択
		1年次	2年次		
専攻科目	英語学研究	4			12
	英語学演習	4	4	4	
	英米文学研究	4			
	英米文学演習	4	4	4	
	英語文化研究	4			
	英語文化演習	4	4	4	
	国際関係論研究	4			
	国際関係論演習	4	4	4	
	コミュニケーション論研究	4			
	コミュニケーション論演習	4	4	4	
	英語教育研究	4			
	英語教育演習	4	4	4	
共通科目	言語文化論	4			8
	言語学特殊研究	4			
	比較文化特殊研究	4			
	国際関係特殊研究	4			
	人間論	2*			
	芸術論	2*			

科学論	2 *			
外国語教授論Ⅰ（独）	2 *			
外国語教授論Ⅱ（英）	2 *			
外国語教授論Ⅲ（仏）	2 *			
文献研究Ⅰ（独）	2			
文献研究Ⅱ（英）	2	2		2
文献研究Ⅲ（仏）	2			
他専攻の専攻科目				
修了に必要な単位数合計		10	14	8
		32		
修士論文				

*は半年で完結する科目である。

*演習科目は、1年次・2年次に1科目ずつ履修すること。

*本表は平成27年度入学者から適用する。ただし、平成26年度以前に入学した者及び平成27年度以前に2年次に入学した者については、なお従前の例による。

(3) 外国語学研究科フランス語学専攻

授業科目	単位	必修		選必	選択	
		1年次	2年次			
専攻科目	フランス語学研究	4		8		
	フランス語学演習	4	4			
	フランス文学研究	4				
	フランス文学演習	4	4			
	フランス文化研究	4				
	フランス文化演習	4	4			
共通科目	言語文化論	4		4	8	
	言語学特殊研究	4				
	比較文化特殊研究	4				
	国際関係特殊研究	4				
	人間論	2 *				
	芸術論	2 *				
	科学論	2 *				
	外国語教授論Ⅰ（独）	2 *				
	外国語教授論Ⅱ（英）	2 *				
	外国語教授論Ⅲ（仏）	2 *				
	文献研究Ⅰ（独）	2				2
	文献研究Ⅱ（英）	2				
	文献研究Ⅲ（仏）	2	2			
他専攻の専攻科目						
修了に必要な単位数合計		10	14	8		
		32				
修士論文						

*は半年で完結する科目である。

*演習科目は、1年次・2年次に1科目ずつ履修すること。

*本表は平成27年度入学者から適用する。ただし、平成26年度以前に入学した者及び平成27年度以前に2年次に入学した者については、なお従前の例による。